

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ 外2名

準備書面(7)

平成30年2月26日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 野 間 啓

同 弁護士 出 口 かおり

原告は、被告村中準備書面(6)及び同(7)に対し、必要な限りにおいて認否反論を行う。なお、上記両準備書面は内容的に重複する部分が多々存在するため、まず被告村中準備書面(6)について認否反論を行い、これと重複しない限度で同(7)の認否反論を行う。

第1 甲17に基づく被告村中の主張について

1 被告村中の主張の変遷

被告村中は、準備書面(6)において、原告自身が本件マウス実験に深く関与していたとしか考えられない(同書面4頁)と主張するが、このような主張自体、本件雑誌記事の内容と矛盾しており、真実性乃至相当性に関する主張になっていない支離滅裂の主張である。

すなわち、本件各記事において、被告らは、

- ① 原告が、本件マウス実験に原告が関与しておらず、他の研究者が発案して実施したと述べた（甲1の本件雑誌記事42頁1段目、甲2の本件ウェブ記事1枚目最終行～2枚目冒頭部分）、
- ② 被告らの取材によっても、本件マウス実験は、塩沢教授の研究について、信州大学産婦人科学教室のA氏が実施したとわかった（甲1、42頁2段目）と書いており、原告が本件マウス実験に関与したとは書いていない。

A氏との面談録音（乙7の2）でも、A氏は、

- ③ 塩沢教授から、動物にサーバリックスを打つと、人で見られるような症状が出るかどうか、サーバリックス特異的な反応が出るかどうかを検証してみしてほしいと言われた（乙7の2、95頁）、
 - ④ 本件実験は、A氏と同教室のスタッフの合計4名で行い（同、42～43頁）、本件実験についてA氏が原告に説明したのは12月28日のみである（同、8～9頁）、
- と述べており、この内容から、本件マウス実験に原告が関与したと言えないことも明らかである。

ところが、被告村中準備書面（6）における主張では、事実に基づくことなく、曲解や憶測に基づく新たな意見を展開しており、本件各記事の記載内容との矛盾が生じている。

2 原告は甲17の作成に関与していない

被告村中は、準備書面（6）において、甲17について憶測に基づく解釈を付け加えて、原告について、「捏造行為」ではなく、「捏造の意図」があったという趣旨の主張を展開しているが、原告が作成に全く関与していない甲17を論難して、原告に捏造の意図があったと主張すること自体、全くの的外れである。

既述の通り、甲17の資料は平成27年12月28日の午前8時から1時間行わ

れたプロGRESSミーティングにおいて、A氏こと林琢磨氏（以下、「A氏」という。）が原告らに対して説明する際にプロジェクターにより上映したスライド資料であり、47枚のスライドを概ね45～50分程度で上映している。1枚につき平均1分の説明であった。

原告が甲17の内容について関知するのは、このプロGRESSミーティングの機会に得た認識のみであり、それ以外にはない。甲17は、原告代理人らがこれを証拠として提出する直前にA氏から入手したものであり、それ以前に原告がA氏からデータや紙の資料として受領した事実はない。無論、その作成の前提となっている実験に原告は関与していない。被告村中は、「捏造」について一般読者の理解を離れた独自の定義に固執し、「実際に実施された本件マウス実験の内容」を認定して科学的観点からの評価を行うことが不可欠であるとの主張を前提に、本件実験のデザイン、実験経過、実験経過を明らかにするよう求めているが、原告準備書面（3）5頁で述べたとおり、到底反論になっておらず、失当である。

第2 被告村中準備書面（6）第1の①ないし⑤の主張について

1 被告村中準備書面（6）における事実主張のうち前半部分（「第1」④まで）は、A氏が行っていたマウス実験に関する内容であり、原告が関知するところではない。したがって、基本的には不知である。

被告村中は、本件雑誌記事に、「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。」（甲1，42頁上から3段目）と書いたことを裏付けたいために、甲17のスライド31・32以外にマウスの脳（海馬）の画像（上記説明からすれば、単に海馬部分を撮影した画像ではなく、スライド31・32と同じく、血清中の抗体反応を緑色に染めた画像である）が「複数しかも相当数存在していたと推認される」と主張するようである。

しかし、本件マウス実験について、原告が、3月16日の成果発表会までに目にした資料は、A氏が作成したスライド（甲17）と塩沢教授が作成したスライド（甲

6)のみであることは、すでに原告準備書面(6)で説明したとおりであり、被告村中の主張は証拠に基づかない憶測に過ぎない。

A氏と面談の録音反訳(乙7の2)からも、A氏が原告に本件実験について説明したのは12月28日のみであり(乙7の2, 8~9頁)、1月から3月に話をしたことはない(同9頁)ことがわかり、A氏が原告にスライド資料を直接手渡したとの説明もない。

本件マウス実験についてA氏が作成した資料のうち、原告が目にする機会があったのは、12月28日のプログレスミーティングの資料しかないことは、証拠からも明らかである(本件マウス実験について、A氏作成の甲17のほかに塩沢教授作成の班会議資料(甲6)があることは前述の通りである)。

なお、甲17のスライド資料のおおよその内訳は、A氏が、被告大江・同村中との面談で、「1回当たり、1ヶ月当たりのプログレス・ミーティング、30枚あるので、そのうちの、まあ、2, 3枚がこういうデータなので、ま、ま、枚数からすると、まあ、5, 6枚はありますよ」(乙7の2, 77頁)という説明と大体合致している。

仮に、A氏が、甲17のスライド31・32以外に、原告に示したことの無い資料を作成していたとしても、本件の争点とは関係がない。本件で名誉毀損の成否が問題となっている記述は、いずれも、原告の行為についての記述であり、原告が見てもいない資料について、原告が何らかの行為をしたと記事に記載することは考えられないからである。

結局、A氏が原告に示した甲17のスライド以外に、本件マウス実験でマウスの脳(海馬)の画像を複数枚撮影したと推認されるという被告村中の主張は、いずれも、本件の争点と関係がないばかりか、事実に関する主張ではなく推測に基づく意見であって、認否の要をみない。被告村中準備書面(6)及び同(7)記載の求釈明事項についても回答する必要を認めない。

被告村中は、A氏の説明(乙7の1, 2)すら無視して、本件マウス実験につい

て争点から外れた独自の主張を延々と繰り返して本件審理を意図的に誤導しようとするため、以下、必要な範囲で反論する。

2 ①について

甲17のスライド31に英語で記載された説明文から、被告村中は、甲17のスライド31・32とは別に、「初回接種から2ヶ月後、及び4ヶ月後に採取したマウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像が存在すると推認される」と主張する。かかる主張は、甲17のスライド31・32以外に、「マウスの血清を正常マウスの脳切片にふりかけて、抗体反応を緑色に染めた画像」が他にも存在することを主張するためと思われるが、原告は、甲17のスライド31・32の他に、そのような画像をA氏からも塩沢教授からも渡されたことはない。

面談で、被告村中が「これ、先生、さっき言ってたような、3、4、6、8って全部あるわけですか、写真」（乙7の2，54頁。なお、A氏は、血清採取について「4ヶ月、6ヶ月、12ヶ月ぐらいかな。アバウトですけどね。」と述べたが（同26頁）、被告村中が聞き間違えたようである。）とA氏に質問した際、A氏は、血液は採っているが、毎回切片にかけるわけではないと説明していることからしても（同54頁）、甲17のスライド31・32のように自己抗体の反応を緑色に染めて観察した画像を、血清を採取するごとに撮っていたわけではないことがわかる。

3 ②について

録音反訳（乙7の2，31頁、114頁）に関する被告村中の要約は意図的な曲解である。A氏が述べていたのは、NF-kBp50欠損マウスは元々脳の海馬に変性が起き得るため、子宮頸がんワクチンを接種したマウスの脳の異常があっても自己免疫性のものかどうかは数を取らないと断定できない、ということであり、「自己免疫による脳の異常はみられなかったと供述」したものではない。

A氏は、被告村中から「ワクチンを打ったマウスの、ま、12カ月時点のもので、

I g Gの沈着が確認されたものはなかったと言っていいですよ。」(乙7の2, 117頁)と、ワクチンを接種したマウスの脳に自己免疫による脳の異常はなかったと言ってよいかと確認された際、「なかったんじゃない。」「あるって言うエビデンスは取れてない」「なかったと、なかったなんて言わない。言ってないですよ、私」(同頁)と明確に否定したことから、A氏の説明内容についての被告村中の要約が間違いであることがわかる。

また、被告大江・同村中が、ワクチンを打ったマウスの脳を見たかどうかをA氏に尋ねた際、A氏が「見てるけれども」(乙7の2, 31頁)と答えたことからすれば、ワクチンを接種したNF-kBp50欠損マウスそのものの脳を目視したことが窺われるが、A氏は画像があるとは述べていないし、抗体の反応を緑色に染めて観察したとも述べていない。

「ワクチンを打ったマウスの脳を見た」とのA氏の話から、自己抗体の反応を緑色に染めて観察した画像があるという事実を直ちに導くことはできないにもかかわらず、被告大江・同村中は、この点をA氏に確認していない。被告村中は、A氏に確認していないことを憶測で主張しているに過ぎない。

4 ③について

甲17のスライド32の棒グラフには、エラーバーや統計検定結果(P値など)の記載がないことは認めるが、そのことから、原告が、マウス1匹(N=1)の実験結果に過ぎないと理解していたとは推認できないし、原告がN=1と認識していた事実もない。

そもそも、エラーバーや統計検定結果(P値など)の記載がないからといって、N=1の実験結果であるとは断言できない。エラーバーや統計検定結果は有意差などを表示するものであるが、検体数が少数(一桁など)の場合には表示不能になることがあるから、これらの記載がないことは必ずしもN=1を意味しない。

なお、平成27年12月28日のプログレスミーティングは短時間のスライド上

映と口頭説明であったため、この時点で原告が「甲17のスライド32の棒グラフには、エラーバーや統計検定結果（P値など）の記載がない」ことにまで気がつかなかったが、ELISA法の結果を示す甲17のスライド38の写真から、少なくとも2匹の検査をしているものと認識した。また、翌年1月8日の班会議で示された甲6の最終ページで「1. サーバリックス接種群」の「群」と書かれていたことから、複数検体が存在していると認識していた。

5 ④について

丙7の動物実験計画承認申請書は、「実験実施期間」が平成28年7月20日までと記載されていることからわかるように、平成27年12月28日のプログレスミーティングの後にも実験が継続されることを前提としたものである。

A氏が同日に原告に説明した以後、A氏が原告に本件実験について説明したことはなく、仮に、A氏が同日以降に新たにスライド資料等を作成していたとしても、塩沢教授から連絡がない限り、原告がその内容を目にすることはない。

原告は、甲17のスライド31・32とは別に、被告村中が④の下線部分で主張するマウス海馬の抗体反応を緑色に染めた画像（本件各記事の記述からすれば、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まっている画像を指すと思われる）を見たことはなく、A氏が、プログレスミーティング後のマウス実験でいかなるスライド資料を作成したかは不知である。

6 ⑤について

甲4の30枚目の「皮内神経の観察」と31枚目の「末梢神経病変」の各スライドは、原告が、A氏の本件マウス実験とは別に作成したものである。原告は、平成26年頃、原告が研究代表者を務める平成26年度の研究班における塩沢教授の研究で、A氏がノックアウトマウスにサーバリックスを接種して調べる動物実験を行っていることを知り、A氏が行う実験とは関係なく、サーバリックス接種後12ヶ

月経過したノックアウトマウスの皮膚標本を受け取り、光学顕微鏡及び電子顕微鏡で観察して、その写真をスライドにしたのであり、マウスの血清をマウス海馬にふりかけて反応を見た本件マウス実験とは別のものである。

マウスの皮膚標本を受け取ったことをもって、なぜ原告が本件マウス実験に深く関わったことになるのか、およそ理解困難な主張である。

第3 被告村中準備書面（6）4頁「以上のとおり」以下について

1 はじめに

繰り返しになるが、これらの被告村中の主張は、本件各記事で「捏造」と指摘する内容、具体的には①「原告が、A氏から手渡された子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したこと」、②「データを選択した」あるいは「本件実験の結果が『実験区ごとに各一匹のマウスから採取された血清を用いたもの』」との事実摘示とは全く無関係であり、かつ前提そのものにも誤りがあるものばかりであって、本来反論に値しない。以下の記載につき、無用な再反論・争点拡散につながらないよう、裁判所において十分な配慮をされたい。

2 第1段落について

A氏が原告に甲17のスライドに基づきプログ्रेसミーティングで説明を行ったことは認め、その余は否認する。甲17に掲載されている画像以外について、原告がA氏から説明をうけた事実はない。

3 第2段落について

全て否認する。被告村中の論は、その前提が曲解であり、強引な憶測の連続である。

- (1) 「発表しながらも」の部分までの前提は、「自己免疫による脳の異常はみられなかった」という被告村中の決めつけが前提とされているが、前述したとおり、A氏は、NF-kBp50 欠損マウスは元々脳の海馬に変性が起き得るため、脳の異常があっても自己免疫性のものかどうかは数を取らないと断定できない、と述べたに過ぎず（乙7の2，31頁）、「自己免疫による脳の異常はみられなかった」と述べたものではないから、前提自体が成立しない。
- (2) 血清を正常マウスの脳切片にふりかけたこと自体が問題であるかのように指摘するが、この実験方法それ自体は自己免疫の抗体反応を検査するための一般的な方法であり、A氏も、被告大江・同村中に、通常自己抗体の検査方法であると説明しており（乙7の2，28頁及び119～120頁）、被告らも理解しているはずである。ワクチンを接種したマウスそのものの脳の画像ではないことを論難する被告村中の主張自体、自己免疫の抗体反応の検査方法を知らない者の誤解に基づく主張である。
- (3) 発表する行為そのものはそもそも捏造＝「事実ではない事を事実のようにこしらえること」（広辞苑第6版より）に該当しない。また、本件各記事には、被告村中準備書面（6）の当該箇所を指摘する意味での「捏造」との記載はない。

4 第3段落について

甲4の30枚目、甲5のスライドに白丸を付けたのが原告であることは認め、その余は否認する。信州大学による調査結果報告書（丙2）において、同スライドに「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と記載したのは原告ではなく、塩沢教授（丙2の報告書では「A教授」と書かれている）であることが明らかとなっている。被告村中は、A氏のメール（丙38，9～10頁）に基づき、原告が記載したと主張するが、原告・塩沢教授・A氏からそれぞれ聞き取った結果として作成された報告書（丙2）の内容が正しい。A氏は塩沢教授の班会議での資料（甲6）

作成や、成果発表会の説明資料（甲4）の作成経過を具体的に知らないために、原告が成果発表会で用いた資料に記載されていたことだから原告が記載したのだらうと推測を述べたに過ぎない。

そもそも、被告らは本件各記事で、原告が上記スライドに白丸を付けたことや、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」というキャプションを付けたことを「捏造」であると書いておらず、本件各記事の記載を離れて「捏造」の意図があると主張する趣旨は不明である。

なお、発表する行為が捏造の語義に該当しないことは、前述のとおりである。

5 第4段落について

成果発表会において、原告が、甲4のスライドを用いたこと、及び、この発表会で、原告が、概ね脚注11記載の説明を行ったことは認め、その余は否認する。

原告は、原告準備書面（2）14頁記載のとおり、甲4の31枚目のスライドで、本件マウス実験が予備的であることを踏まえて今後さらなる解析が必要であることを明確に記載した。口頭でも、脚注11記載の説明に引き続いて、「人の子宮頸がんワクチンの反応の解析をするモデルになりそうだというところまでできております。ただ、まだ調べて確定したものではない。今後、このマウスの機序をもっと深く調べて、ワクチン成分の何がこういうことを起こしているのかということの研究に使えればと考えております。」（甲18）と述べて、原告が述べた内容は「まだ調べて確定したものではない」こと、今後、さらに調べて研究していくことを明確に述べている。

6 第5段落について

NEWS23が報道した内容は認めるが、原告が、本件マウス実験を評価して「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、と

いうことを提示できている」と述べたとの主張は否認し、下線部以下の主張も否認する。この原告のコメントは、本件マウス実験について述べたのではなく、原告が診断した患者に関する共通所見を述べたものであったが、TBSテレビが原告のインタビューを編集した結果、原告が説明した趣旨と異なるかたちで切り取られて放映されたものである。

第4 被告村中準備書面（7）について

1 1について

原告が準備書面（2）においてした主張は認めるが、その余は否認する。原告は、プログレスミーティングでA氏の説明を聞いた体験に基づき、自己の記憶に沿って説明したものであり、同書面作成時に既に甲17を入手していた事実はない。同書面作成時点で原告が甲17を入手していたという根拠なき憶測に基づき、甲17の入手経過に関する原告の主張が事実と反するとか、甲17の提出が原告にとって不利益であったとの被告村中の主張は、言いがかりに過ぎない。

また、「本件マウス実験の不正疑惑に関する対応について」原告とA氏が同一の代理人を選任したとの主張は、いかなる案件を指すか判然としないが、原告代理人清水・同出口が、かかる対応についてA氏の代理人を務めたことはない。被告村中が書証として提出した、A氏が原告の地位確認等請求事件の訴状（丙56）や準備書面（丙57）でわかるとおり、原告代理人清水・同出口は、「本件マウス実験の不正疑惑」ではなく、A氏が同訴状（丙56）に記載した解雇理由により平成28年4月から勤め始めたばかりの大学を解雇された件について、A氏の代理人を務めたに過ぎない。

2 2について

- （1） 被告村中準備書面（7）2（1）ないし（8）の主張は、同書面（6）の内容と重複するため、改めて認否反論しない。

(2) 同書面(7)2(9)について

ア ①について

A氏が、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳を見て、そこにI g G（自己抗体）が出たわけではないと述べた限度で認める。A氏は、被告大江から、「I g Gは出てないと。その脳のマウスそのものの。」(乙7の2, 115頁)と、子宮頸がんワクチンを打ったマウスにだけ脳の海馬にI g G抗体が沈着した事実はないということかと確認された際、「出てないんじゃないか。」「出てるっていうエビデンスは、も、取れてない。」(同頁)と述べ、続けて、「もしか、ちゃんとやれば出るかもしれないけれども。」(同116頁)と述べたことからすれば、A氏が①の趣旨の供述をしたという被告村中の主張は誤っている。

なお、被告村中は、本件雑誌記事(甲1, 43頁上から3段目)で、本件スライド(甲5)の写真が、ワクチンを打ったマウスの脳のものではないことを重大な発見であるように書いているが、これが「捏造」であるとは書いていない。

ワクチンを打ったマウスの脳ではなく、ワクチンを接種したマウスの血清を正常マウスの脳切片にふりかけて反応を見る手法が自己抗体の検査手法としてごく普通のものであることは、前述したとおりである。

本件スライド(甲5)は、上述した通常の自己抗体の検査手法によって、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの血清に自己抗体の特異的反応が見られたことを示すものである。この特異的反応が見られたことを、塩沢教授作成のスライドに基づき「沈着」と表現したことに正確性を欠いた部分があるものの(丙2参照)、本件マウス実験において、子宮頸がんワクチンについてのみ、特異的反応が見られたことを原告が指摘したこと自体に誤りはない。

わかりやすく例えるならば、本件訴訟の期日がないのにウェブ等に「本件訴訟の『公判』があった」と書けば、「事実でない事を事実のようにこしらえること(=捏造)」に当たりうるが、実際に期日があった場合に同様の記載をするこ

とは、法律専門家からみると、民事訴訟の期日について『公判』という用語は使用しないから、記載に正確さを欠くと感じるが、捏造ではない。

本件スライド（甲5）の写真からわかる自己抗体の反応について、「反応が見られた」ではなく「沈着あり」と書いたことが専門家からみて正確性を欠いたとは、このようなイメージである。

イ ②について

②はNEWS 23で放送された原告のコメントを抜粋したものであるが、既に述べたとおり、第2文のコメントは、本件マウス実験について言及したものではなく、原告が診断した患者に関する共通所見を述べたものであったが、TBSテレビが原告のインタビューを編集した結果、原告が説明した趣旨と異なるかたちで切り取られて放映されたものである。

編集を経たテレビ放送で流れた原告のコメントを捉えて、被告村中において発言対象や意味合いを決めつけて主張しても、全く説得力がない。被告村中が、原資料等を確認することなく、一部抜粋されてメディアに流れたコメントを捉えて研究不正と問題提起することを考えたとすれば、このことこそが、本件各記事で「捏造」と書き立てたことが軽はずみであったことの証左である。

ウ ③について

A氏との面談反訳（乙7の2）から、A氏が③の趣旨の供述をしたとは認められない。そのことは、原告準備書面（6）4頁以下で述べたとおりである。

（3）同書面（7）2（10）以下について

本件各記事の公表の事実を述べた同（10）・（11）は認める。同（12）以下は、本件各記事の公表後の動きに関する被告村中の主張であり、本件の争点に関連するとしても、本件各記事で「捏造」と書いたことの真実性に関する程度である。この点については、信州大学が、原告を研究代表とする研究班の発表内容（信州大学に所属する研究者に関する部分）を調査した結果、研究不正はなかったと報告しており（丙2）、被告らが本件各記事で「捏造」と書いたことは真実ではなかったこ

とが明らかになっているから、(1 2) 以下について認否の要をみない。

以上